

## 不正又は不誠実な行為に係る指名停止について

### 記者発表資料

沖縄総合事務局の競争参加有資格者である（株）球建設について、別紙のとおり、3ヵ月間の指名停止を行ったのでお知らせします。

平成26年8月7日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

#### 【問い合わせ先】

◎沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦  
契約管理係長 佐々木 義和  
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和  
管理第二係 成底 絵奈美  
TEL 098-866-0031 (内 81321、81325) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株) 球建設	沖縄県宜野湾市真栄原 1-21-1

### 2. 指名停止措置期間：

平成26年8月7日～平成26年11月6日（3ヵ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

(株) 球建設は、那覇港湾・空港整備事務所発注の「那覇空港滑走路増設護岸被覆ブロック工事（第2次）」において、契約締結後の7月23日、配置予定だった技術者が配置できなくなったと申し出たことにより、発注者から契約を解除された。

### 5. 指名停止措置理由

(株) 球建設が、配置予定だった技術者が配置できなくなったとして契約を解除されたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。したがって、同要領に基づき指名停止の措置を講ずる。

#### ○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内